

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公 益 性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価
	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	ある	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。 住民が主体となって多様な活動を充実させることにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進することを目的としている。市が中心となって通いの場を周知し、住民主体の通いの場を充実させることで地域の活性化につながる。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	できない	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がなければ事業を実施できない理由・具体的根拠を記入 活動内容によっては会場使用料や備品購入など必要としない団体もあり得るが、活動を新たに開始する際に経費がかかる活動内容もあり、自主財源がなく活動を断念する団体もあり得ることから、通いの場を増やしていくには不可欠である。
必 要 性	市民ニーズが高いものである。	やや高い	評価の理由・具体的な根拠指標 住民主体の通いの場は存在するが、通いの場が増えることで参加者の選択肢が増える。また、地域資源の少ない地域に住民主体の通いの場が増えることで今まで参加できなかった市民が参加しやすくなる。
	市民ニーズに即している。	即している	評価の理由・具体的な根拠指標 今後の生活に備えて「健康を維持すること」が大切と8割が回答。(高齢者等実態調査)高齢者にとって、身近な場所で集える場が増えることで孤立や閉じこもり防止になる。活動に参加することで住民同士のつながりができ、住民同士の助け合いの仕組みにつながることを期待できる。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	できる	評価 「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。 通いの場を立ち上げる住民団体：地域で役割を担うことで結果的に介護予防につながる。通いの場に参加する住民：身近な場所で誰でも気軽に集える通いの場に通うことで、生活のリズムができ、生きがいにもなる。地域のつながりを増やすことで、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐことが期待でき、要介護状態になることを予防する。
	補助期限(終期)を設定している。	設定済	評価 「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。 補助金の交付は、新規立ち上げの時、1団体につき1回までに限る。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	はい	評価 「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。 事業計画書：サービス提供実績、活動内容、事業効果など 収支予算書・決算書：収入、支出実績額、内容 証拠書類：領収書のコピー

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。	
		している	「浦安市高齢者保健福祉計画及び第8期浦安市介護保険事業計画」の施策3105「通いの場の充実」を掲げている。「高齢者の通いの場への参加率」が保険者機能（インセンティブ）交付金の指標になっている。	
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。	
		はい	今後、急激に高齢化が進むことが予測されている、「健康の維持」を望む高齢者が多いため、加齢に伴うフレイル予防と高齢者が社会的役割を持つことにより、自分らしい生活が継続できる。	
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金がその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由	
		いいえ		
		「いいえ」の場合、補助金がその事業者だけに交付される合理的理由を記入。 介護予防に資する活動を行い、新たな参加者を受け入れることができる団体に補助金を交付することとしている。		
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。	
設定済		1団体につき上限5万円まで。対象経費（会場使用料、消耗品費、備品購入費、保険料）であれば補助率は100%。立ち上げ支援としての運営費補助。		
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標 令和3年10月1日に要綱を制定、10月中旬から申請受付を開始。令和3年度中に3団体の申請を受理した。今後は団体数、参加者数、活動内容などで効果を評価する。		
		評価	評価理由	
	ある程度の効果をあげている	補助金が通いの場新規立ち上げのきっかけになり、社会参加を促進し介護予防活動になっている。		
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標	
		はい	国のガイドラインでは地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うこととされており、住民に委託を行うことは想定していない。	
国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乘せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。		
	ある	高齢者の居場所や生きがいがづくり、見守りに関する補助金があるが、総合事業通所B型サービスの検討に合わせて、「介護予防に資する通いの場」の整理が必要。		
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。	
		はい	補助金交付要綱で対象経費を設定している。交付申請時の収支予算書及び見積書・カタログ等の資料で確認する。	
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）	
		対象としていない		

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価	評価の理由
		はい	新規に通いの場を立ち上げた団体を対象としているが、実績報告にて活動内容や3か月以上の活動継続を確認している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。
		はい	設置した通いの場を市民に情報提供し、新規に参加を希望する高齢者の受け入れを可能としている。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。
		はい	住民団体のため、「監査」の役職は存在しないが、活動担い手である構成員が複数人で収支の確認を行っている。
補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きい方を選択してください。	
	運営補助		住民が立ち上げる団体が対象であり、高齢者の社会参加を促すことを目指しているため事業を特定することが難しい。
市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。	
	行っていない		
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 (※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと)	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 _____ 円 繰越金額 _____ 円 { うち補助事業会計分 _____ 円 うち団体独自会計分 _____ 円
			繰越金額が生じた具体的な原因について記入。
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

地域支援事業実施要綱に基づき、浦安市介護予防通いの場運営補助金交付要綱を制定。（令和3年10月1日施行）本市同様に立ち上げ支援を行っている県内市町村は習志野市と茂原市であり、補助金額は両市とも10万円としている。

(4) 補助金の課題

本市の高齢者保健福祉計画において、介護予防推進及び担い手としての社会的役割を持つために介護予防に資する住民主体の通いの場の充実に取り組むこととしている。令和3年度は新規事業であり、今後は実施団体の実績を見ながら課題を抽出し、団体が活動を見越せるように伴走的支援を継続していくことが必要である。
立ち上げ支援としての補助金交付は「新しい活動を始めよう」というきっかけになるが、運営主体の構成員は高齢者であり、提出書類の煩雑さから補助金交付申請に消極的になることも予測される。よりわかりやすい記入例やマニュアルの整備を行っていく。

(5) 所属長の総合評価

今後、急激に高齢化が進むことが予測され、要介護者や認知症の人の増加が見込まれている。介護予防は、要介護状態になることの予防、悪化の防止ができ、介護保険給付費適正化にもつながるものである。
平成2年度に実施した高齢者等実態調査では「健康の維持」を望む高齢者が多いため、加齢に伴うフレイル予防と高齢者が社会的役割を持つことにより、自分らしい生活の継続につながっていくと考える。そのためには、住民主体の介護予防に資する通いの場が充実するで、より身近な場所で介護予防や社会参加することで、健康維持につながっていく。さらに通いの場にリハビリテーション専門職等の専門職が関与することで、介護予防や自立に資する取組をさらに推進していくことができると考える。また、少子高齢化による介護人材不足の解消にもつながるものとする。

(6) 補助金の今後の方向性

<input type="checkbox"/> 現行のまま継続
<input checked="" type="checkbox"/> 見直しをしたうえで継続
<input type="checkbox"/> 廃止
<input type="checkbox"/> その他

その他の内容

現行継続の理由	
---------	--

見直しの時期	令和5年度
見直しの内容	補助対象範囲や補助内容の見直しを検討する。

廃止の時期	
廃止の理由	